

## 議案第109号

### 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和2年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

## 別表第4（第2条関係）

## 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) [略] (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 申請に係る一の建築物の住戸数（以下この項において「住戸数」という。）が1戸のもの 5,000円 b 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの 10,000円 c 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの 18,000円 d 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの 31,000円 e 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの 52,000円 f 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの 94,000円 g 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの 149,000円 h 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの 188,000円 i 住戸数が300戸を超えるもの 201,000円 (ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円 b～g [略] イ ア以外の場合 (ア) [略] (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 住戸数が1戸のもの 38,000円 b 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの 66,000円 c 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの 96,000円 d 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの 140,000円

## 別表第4（第2条関係）

## 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数（以下この項において「申請住戸数」という。）が1戸のもの 5,000円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以下のもの 10,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以下のもの 18,000円</p> <p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの 31,000円</p> <p>e 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの 52,000円</p> <p>f 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの 94,000円</p> <p>g 申請住戸数が100戸を超え200戸以下のもの 149,000円</p> <p>h 申請住戸数が200戸を超え300戸以下のもの 188,000円</p> <p>i 申請住戸数が300戸を超えるもの 201,000円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。ア(ウ)において同じ。）が300平方メートル以下のもの 10,000円</p> <p>b～g [略]</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 申請住戸数が1戸のもの 38,000円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以下のもの 66,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以下のもの 96,000円</p> <p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの 140,000円</p>

		<p>e <u>住戸数</u>が25戸を超え50戸以下のもの 203,000円</p> <p>f <u>住戸数</u>が50戸を超え100戸以下のもの 301,000円</p> <p>g <u>住戸数</u>が100戸を超え200戸以下のもの 411,000円</p> <p>h <u>住戸数</u>が200戸を超え300戸以下のもの 539,000円</p> <p>i <u>住戸数</u>が300戸を超えるもの 633,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a～g [略]</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p>
[略]		
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>[略]</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 申請に係る一の建築物の<u>住戸数</u>（以下この項において「<u>住戸数</u>」という。）が1戸のもの 2,500円</p> <p>b <u>住戸数</u>が1戸を超え5戸以下のもの 5,000円</p> <p>c <u>住戸数</u>が5戸を超え10戸以下のもの 9,000円</p> <p>d <u>住戸数</u>が10戸を超え25戸以下のもの 15,500円</p> <p>e <u>住戸数</u>が25戸を超え50戸以下のもの 26,000円</p> <p>f <u>住戸数</u>が50戸を超え100戸以下のもの 47,000円</p> <p>g <u>住戸数</u>が100戸を超え200戸以下のもの 74,500円</p> <p>h <u>住戸数</u>が200戸を超え300戸以下のもの 94,000円</p> <p>i <u>住戸数</u>が300戸を超えるもの 100,500円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 5,000円</p> <p>b～g [略]</p>

		<p>e <u>申請住戸数</u>が25戸を超え50戸以下のもの 203,000円</p> <p>f <u>申請住戸数</u>が50戸を超え100戸以下のもの 301,000円</p> <p>g <u>申請住戸数</u>が100戸を超え200戸以下のもの 411,000円</p> <p>h <u>申請住戸数</u>が200戸を超え300戸以下のもの 539,000円</p> <p>i <u>申請住戸数</u>が300戸を超えるもの 633,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅(市長が別に定めるものを除く。)の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a～g [略]</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p>
[略]		
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>[略]</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数</u>(以下この項において「<u>申請住戸数</u>」という。)が1戸のもの 2,500円</p> <p>b <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以下のもの 5,000円</p> <p>c <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10戸以下のもの 9,000円</p> <p>d <u>申請住戸数</u>が10戸を超え25戸以下のもの 15,500円</p> <p>e <u>申請住戸数</u>が25戸を超え50戸以下のもの 26,000円</p> <p>f <u>申請住戸数</u>が50戸を超え100戸以下のもの 47,000円</p> <p>g <u>申請住戸数</u>が100戸を超え200戸以下のもの 74,500円</p> <p>h <u>申請住戸数</u>が200戸を超え300戸以下のもの 94,000円</p> <p>i <u>申請住戸数</u>が300戸を超えるもの 100,500円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、<u>共同住宅の共用部分の床面積を除く。ア(ウ)において同じ。)</u>が300平方メートル以下のもの 5,000円</p> <p>b～g [略]</p>

イ ア以外の場合

(ア) [略]

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸数が1戸のもの 19,000円

b 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの  
33,000円

c 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの  
48,000円

d 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの  
70,000円

e 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの  
101,500円

f 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの  
150,500円

g 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの  
205,500円

h 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの  
269,500円

i 住戸数が300戸を超えるもの  
316,500円

(ウ) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a～g [略]

(エ)・(オ) [略]

[略]

イ ア以外の場合

(ア) [略]

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 申請住戸数が1戸のもの 19,000円

b 申請住戸数が1戸を超え5戸以下のもの  
33,000円

c 申請住戸数が5戸を超え10戸以下のもの  
48,000円

d 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの  
70,000円

e 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの  
101,500円

f 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの  
150,500円

g 申請住戸数が100戸を超え200戸以下のもの  
205,500円

h 申請住戸数が200戸を超え300戸以下のもの  
269,500円

i 申請住戸数が300戸を超えるもの  
316,500円

(ウ) 共同住宅(市長が別に定めるものを除く。)の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a～g [略]

(エ)・(オ) [略]

[略]

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7による変更の認定の申請に係る改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例別表第4低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項の規定の適用については、同項中「の住戸数」とあるのは「の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数」と、「住戸数」とあるのは「申請住戸数」と、「住戸数が」とあるのは「申請住戸数が」とする。
- 3 市長が別に定める建築物に係る改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例別表第4低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項の規定の適用については、同項中「が300平方メートル以下のもの 5,000円」とあるのは「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。ア(ウ)において同じ。）が300平方メートル以下のもの 5,000円」と、「共同住宅」とあるのは「共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）」とする。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。